

『肇域志』の成立

——明末經世學の一側面——

大 澤 顯 浩

一 『肇域志』について

(1) 『天下郡國利病書』と『肇域志』

(2) 『肇域志』鈔本の傳來

二 『肇域志』の據ったもの

三 『肇域志』のめざしたもの

四 結 語

一 『肇域志』について

顧炎武に『肇域志』という書物がある。『亭林文集』卷六の自序によって存在は知られていたが、鈔本で傳わるのみでまだ刊刻されたことがなく、あまり利用されたことのないものであった。管見のかぎりでは、最も早く『肇域志』を利用しているのは、傅衣凌『明代江南市民經濟試探』、『明清農村社會經濟』であらう。⁽¹⁾その後謝國楨編『明代社會經濟史料選編』に採録され、一部分とはいえ廣く見ることができるようになり、一般に利用できるようになった。⁽²⁾それでは『肇域志』とはどんな書であったのだろうか。

本稿では、主に『肇域志』の出現の背景を、『肇域志』自身の受け継いだ明末の地理書との関係を探ることで明末の經世學の一端を窺いたいと思う。なお『肇域志』そのものの書誌學的な検討については先行する論考に譲り、必要な範圍で觸れるに止めることとする。⁽³⁾

(1) 『天下郡國利病書』と『肇域志』

『肇域志』とは顧炎武自身の説明によると、『亭林文集』卷六の『天下郡國利病書』の序に云う

崇禎己卯（一二年）、秋聞に擯けられ、退きて書を読み、四國の虞れ多きを感じ、經生の術寡なきを恥ず。是に於いて二十一史を歴覽し以て天下郡縣の志書、一代名公の文集及び章奏文冊の類に及び、得るところ有れば即ち録し、共に四十餘帙を成し、一は「輿地之記」と爲し、一は「利病之書」と爲す。⁽⁴⁾

とある「輿地之記」のことであると考えられる。これについて、全祖望『鮚埼亭集』卷一二の「亭林先生神道表」は、

『天下郡國利病書』に言及したあとに、

崇禎己卯より後、二十一史・十三朝實錄・天下圖經・前輩の文編說部を歴覽し、以て公移邸抄の類に至る。民生の利害に關わる者有れば、隨いて之を録し、旁推互證して、務めて之を質す。今日の行なうべき所にして、泥古の空言と爲さず、『天下郡國利病書』と曰う、然れども猶お未だ敢て自ら信ぜず。其の後西北に周流すること、且に二十年ならんとす、邊塞亭障に通行し、了了として始めて成さざる無し。其の別に一編有り、『肇域志』と曰い、則ち利病を考索するの餘に、圖經を合わせて成す者なり。⁽⁵⁾

と記し、『肇域志』は『天下郡國利病書』の副産物であったかのように見る見解がある。なるほど『天下郡國利病書』の方は既に「四庫提要」に取り上げられ、また嘉慶年間に刊刻された成都龍氏の數文閣本以來様々な本が既に廣く流布していたために、⁽⁶⁾後では『清史稿』儒林傳二に

別に『肇域志』一編有り、則ち考索の餘に圖經を合わせて成す者なり。⁽⁷⁾

と見えるように、『天下郡國利病書』の方を主とする評價が定着して、副産物のように扱われるようになったのも無理ないこととはいえ、しかし、兩者はいずれもともと鈔本で傳わったという點では同じであって、本来、顧炎武の意識では決して副産物のように扱われたものではなかったのではないか。

『亭林文集』卷六にみえる『肇域志』の序によると、かえって『天下郡國利病書』の方こそ、『肇域志』に記さなかったものを集めたものだということもできる。

此の書は崇禎己卯より起し、先に一統志を取り、後に各省府州縣志を取り、後に二十一史を取り、參互之を書す。凡そ志書一千餘部を閲し、本行に盡くさざれば、則ち之を旁に注し、旁も又た盡くさざれば、則ち別に一集を爲り、「備録」と曰う。

と『肇域志』序は記しているが、現在見ることのできる四部叢刊本の『天下郡國利病書』原本の各冊の首には「備録」の二文字があり、それはまさにこの間の經緯を示すものであろう。これによれば、注として記し得なかったものを輯めたものが、『天下郡國利病書』ということになる。しかし、『天下郡國利病書』の原本も一般には見られるものではなく、『肇域志』と對比して検討されるのは黃丕烈を待たねばならなかった。黃丕烈は『士禮居藏書題跋記』卷二の『天下郡國利病書』稿本の跋に、

本毎に「備録」の字有り。案ずるに『肇域志』の序に、「本行に盡くさざれば、則ち之を旁に注し、旁も又た盡くさざれば、則ち別に一集を爲り、備録と曰う」と云う有れば、則ち此の書は『肇域志』と相い出入せん。否ざれば則ち『利病書』の序に、「得るところ有れば即ち録し、共に四十餘帙を成し、一は輿地之記と爲し、一は利病之書と爲す」と云う所の如く、兩本合わせて之を存せんか。⁽⁸⁾

と述べ、『天下郡國利病書』の扉にみえる「備録」の文字に着目し、『肇域志』と『天下郡國利病書』の關係を既に注意

していた。しかし『肇域志』は傳本も少なく、版刻も爲されなかったために廣く學者の目に觸れることもなく、この兩者の關係はあまり注意されることもなかった。

いま簡単に『肇域志』と『天下郡國利病書』の内容を對照してみると、その性格上、『肇域志』にはなく『天下郡國利病書』には存在するというものがある。『肇域志』は卷首を缺いているためにその體例は示されていたかどうかは不明であるが、概ね胡虔の跋（嘉慶丁巳）にいうように、顧炎武が經世の志を抱いて著したこの『肇域志』は、専ら輿地のことを記述し、『利病書』とは求めるところは異なっているが、その詳細な點は、郡縣の沿革・山川阨塞・兵事の成敗、賦稅・戸口の多寡・官職驛舖の省置である、ということができる。⁽⁹⁾

そして、『天下郡國利病書』は多くの文集・方志等を收録し、兵防・賦役・水利などの方面に對する關心が窺え、社會經濟史研究の資料集として大いに有用なことは言うまでもないが、それとは全く異なつた性格のものも含んでいる。⁽¹⁰⁾

例えば、『天下郡國利病書』北直隸上八にみえる「府州縣同名者」は、顧炎武が逐一州縣の名稱を對照したわけではなく、前代の地理書から引用したものと思われる。即ち、崇禎年間の潘光祖『彙輯輿圖備考全書』卷二に、學例の形式・順序が全く同じ一覽「省郡府州縣同名攷」等が擧げられている。『彙輯輿圖備考全書』は様々な引用書目の一覽を掲げているが、その中にみえる張元忭『廣皇輿考』卷一の「同名考」をそのまま利用したものと思われる。⁽¹¹⁾

また、『天下郡國利病書』山東下九四には海運に關係して、潮汐や占候の記載がある。そこで、顧炎武は東方朔や李淳風のような術數家の説を引用し、末尾に「占晴歌」・「占風歌」・「占雨歌」という海上での天候の豫報に關する記事載せている。海上の舟人には南北が判らないので、「口號歌」を作つて教えようという前置きがあり、

其占晴曰、早起滿天晴、日出漸漸明、早晨霧露雲、晌午日蒸曠、……

というように續けられる。しかし、この「海上舟人不辨南北、教之趨避昏然罔知、編有口號歌以教之」という前置きも顧炎武が記したのではなく、そのまま引用したものであろう。海運の記事に天候の占卜を含むのは顧炎武の創めたもので

はなく、以前からの地理書・兵書・路程書に見られる。『廣輿圖』の海運や『職方考鏡』卷六 海運には、内容はやや異なるとはいえやはり天候の豫報の歌が見えている。そして、顧炎武の引用する『天下郡國利病書』の「口號歌」そのものについてみても、「占晴歌」・「占風歌」は、それぞれ陳組綬『皇明職方地圖』下 川海三六にある「占晴門」二十二句及び、「占風門」五十二句のうち末尾の十二句を除いた四十句に、數字の異同を除いて一致している。顧炎武が直接『皇明職方地圖』から引用したかどうかは解らないが、少なくとも雙方に共通する資料源があったと考えられる。『肇域志』には海運に關する記事は存在するが、このような天候の豫報にはふれない。⁽¹³⁾海運關係の資料を引用する際に、『天下郡國利病書』が從來からの文脈でそのまま引用するのに對して、『肇域志』は明らかに取捨選擇を行なっているといえよう。

經世致用という決まって『天下郡國利病書』が取り上げられるが、では、なぜあのような體例の整っていない史料の堆積が残されたかということの説明は爲されていない。『天下郡國利病書』が經世致用のための編纂物であることは疑いないが、顧炎武が一體何をどのように利用したのかという過程が問われることなく、ただ經世致用を目的としたという結論だけが強調され続けている。「備錄」ということばから考えると、本來は實證的な總志を編纂したかった顧炎武が、捨てざるに忍びなかったものを集めたからこそ『天下郡國利病書』のような地方志の堆積、集成といった編纂物ができたのであり、本來の意圖によればもう少し體例の整った、社會經濟方面だけではなく、『大明一統志』批判に見られるように、おそらくは歴史地理に的を絞りこんだ、總志が想定されていたのではないか。『肇域志』を副産物とする見解からは、『天下郡國利病書』との關係が整合性をもったものとしては見えてこないだろう。

(2) 『肇域志』鈔本の傳來

『肇域志』についての研究は、『肇域志』自體がどこでもみられるというものではなく、まだあまり見られない。中國では主に歴史地理の方面から研究がすすめられており、『歴史地理』という雑誌には『肇域志』に關する以下の二編の

論文がある。

楊正泰「顧炎武和『肇域志』」⁽¹⁴⁾

鄭寶恆・王天良「『肇域志』陝西部分的幾個問題」⁽¹⁵⁾

その他に、これらの論文に引用されているが、『古籍整理出版情況簡報』という國務院古籍整理出版規劃小組編の出版案内または紹介のようなニュース・レターにも『肇域志』に関する文章が數編掲載されている。

吳杰「顧炎武『肇域志』的內容及其抄本的流傳」⁽¹⁶⁾

陳秉仁「『肇域志』修訂稿考述」⁽¹⁷⁾

編集部編「『肇域志』稿本序跋」⁽¹⁸⁾

その他、『古籍整理研究學刊』には、

楊正泰「『肇域志』與『山東肇域記』」⁽¹⁹⁾

という論考がある。これらによると、現在、復旦大學の歴史地理の學者、譚其驤が中心となって、整理中だということである。

ついで、『肇域志』の鈔本の傳來について、主として、吳杰「顧炎武『肇域志』的內容及其抄本的流傳」によって簡単に述べよう。『肇域志』景印本には阮元や梁章鉅・汪士鐸など多くの士人による序跋がついている。⁽²⁰⁾ その稿本を手に入れたいきさつについて、許慶宗「宗彥」の跋によると、⁽²¹⁾

乾隆五十八年、歲は癸丑に在り、慶宗、先生の手書せる稿本を粵東の李氏より得る。蓋し李の先の吳門より購いて歸れるものなり。中に北直隸・江西・四川三省を闕き、存する者は凡そ二十冊、冊ごとに或いは四十餘翻、或いは三十餘翻、卷帙の分無し、郡縣毎に沿革形勢を記し、先後に錯見す。蓋し先生の諸書を流覽し、隨手に劄記せるの初稿なり。

とあり、乾隆五十八年に許慶宗が廣東で稿本二十冊を手に入れたということが記されている。許宗彥『鑑止水齋藏書目』史部 第一一厨には、

顧亭林先生『肇域志』原本二十本兩包⁽²²⁾

とみえるが、この原本は跋によればもともと李氏が蘇州で購ったもので、當時、既に北直隸・江西・四川の三省は缺けていたという。この稿本は杭州の許家に四世傳えられたが、太平天國の戰亂の時に、左宗棠のものとなり、後に曾國藩へ渡される。曾國藩は汪士鐸に整理をさせるが、この後稿本の所在は不明となった。⁽²³⁾ なお、汪士鐸の跋によると同治元年には既に廣西の部分が失われていたようである。この汪士鐸と成蓉鏡が整理し版刻に付そうとした鈔本五十冊が臺灣に流出したという。⁽²⁴⁾ 吳杰は、この同治年間の鈔本が現存するもっとも早い鈔本であるとしている。京都大學人文科學研究所にあるこの臺灣國立中央圖書館所藏同治間鈔本の景印本は、十行二十字有格、版心には「肇域志稿」・「卷」の文字が刷られている。

なお、五十冊本以外の鈔本には、蔣寅昉が楊象濟に抄録させた四十冊本の系統のものがあるが、『簡明中國古籍辭典』は一九五七年に、昆明で同治年間の寫本四十冊が発見されたとしている。⁽²⁵⁾ 楊正泰のいう現在整理中の『肇域志』の底本に用いられているという雲南圖書館所藏の抄本とは、この抄本のことと思われる。⁽²⁶⁾

その他の現在の各書目類に見えるものを挙げると、以下のようなものが見える。

『北京圖書館古籍善本書目』 史部 地理類

『肇域記』 六卷 清顧炎武撰 清王雪舫鈔本 韓應陞跋 二冊 11行⁽²⁷⁾ 23字

『肇域志南畿稿』 十卷 清顧炎武撰 清鈔本 十冊 9行 25字

『北京大學圖書館藏善本書目』 史部 地理類

『肇域志』 清顧炎武撰 一九三八 北京燕京大學圖書館據東方文化事業總委員會藏抄本藍曬 四〇冊

『肇域志』（殘存浙江） 清顧炎武撰 抄本 二冊

『北京圖書館古籍善本書目』にみえる『肇域志南畿稿』十卷とは、汪士鐸が抄寫させたものという。『北京大學圖書館藏善本書目』にみえる『東方文化事業總委員會藏抄本』とは具體的には不明であるが、人文科學研究所の景印本には對校した箇所「東方鈔本」（河南第一冊 五b）や「上海東方學會借來之鈔本」（江南第一冊 四七b）というものがあり、これをさすものと思われる。また、『善本書室藏書志』卷一一に『肇域志』二冊鈔本として著録され、丁丙の跋が附いているものがあるが、これは浙江布政司の部分を抄録したもので、『北京大學圖書館藏善本書目』にみえる浙江の二冊とあるのは、あるいはこの系統に屬するものかもしれない。その他、日本では東洋文庫に八行二十八字、三十六頁の遼東の部分の零本がある。人文科學研究所の景印本によると、山東第八冊に相當する部分のものである。

なお、吳杰はその他に許家の稿本以外からの『肇域志』の鈔本として、北京圖書館現藏の韓應陞、讀有用書齋原藏の鈔本六卷を擧げているが、これは、陳秉仁や楊正泰のいう『肇域記』の事である。⁽²⁸⁾『肇域記』は『山東肇域記』、あるいは『有明肇域記』ともいい、康熙十二年、顧炎武が山東の通志局にいたときに編纂したもので、山東六府を各一卷にあてた全六卷の山東通志というべきものである。陳秉仁がいうように顧炎武自身も『肇域記』と記している文もあり混亂しているが、『肇域記』の序をみれば、『肇域志』とは『肇域志』の整理が未完に了るのを懸念した顧炎武が「先成此數卷爲例」というように、山東の部分を整理して凡例としようとした修訂稿といえよう。⁽²⁹⁾徐秉義『培林堂書目』史部に、

顧炎武『山東肇域記』 一冊

と見えるのがそれで、乾隆『蘇州府志』卷七六 藝文二に、

顧炎武『肇域記』一百卷、今存山東二冊

とあるのは、この『肇域記』のことであり、何によって卷數を一百卷としたのかは解らないが、張穆の年譜等にあげる『肇域記』一百卷とはこの卷數によったものであろう。散逸して二冊しか存していないように記すが、『肇域記』はもと

もと山東の部分二冊しか存在していなかったことが判る。陳秉仁は、この『肇域記』の原本はもと黃丕烈の所藏のものであったのを韓應陞が抄寫させたもので、黃丕烈や夏文燾、韓應陞の跋が附いているという。前掲の『北京圖書館古籍善本書目』には、

『肇域記』六卷 清顧炎武撰 清王雪舫鈔本 韓應陞跋 二冊

というように著録されているのがそれであり、『肇域志』と『肇域記』は現在ではようやく區別されてきている。楊正泰によると『肇域志』に附して整理し、刊行する豫定であるという。⁽³⁰⁾

ここでは、京都大學人文科學研究所にある臺灣中央圖書館所藏同治閒鈔本の景印本によって、この『肇域志』という書物が如何に成立したのか、その前提となった地理書に見られる經世學の一側面を考えてみたい。

二 『肇域志』の據ったもの

『肇域志』の記載は各縣の府からの距離、編戶の里數、城周、沿革、吏治の評語、驛・巡檢司の設置、山川の説明等からなり、地域によっては、『泉河志』・『呂梁洪志』のような專志も引用して、⁽³¹⁾現實の制度、問題點に關わる文章を擧げている。各種の書から關係部分を抜き出すが、未整理であるため同じ縣の記載が何箇所にも散見する。このような點について、楊正泰は、梁啓超のいわゆる劄記で、一種の資料長編であるという。⁽³²⁾

『肇域志』の序には『大明一統志』からはじめて各地の地方志、二十一史をそれぞれ對照したとあるが、これはつまり『大明一統志』に對する批判、不満を意味しているものではないだろうか。史書を參考したということは、『大明一統志』の記載に對してさらに歴史的に正確に考える必要を感じていたためと思われる。『大明一統志』に對する批判といえ、後の顧祖禹は『讀史方輿紀要』總序一に、

先達は推して善本と爲すも、然れども古今の戰守攻取の要は類ね皆な詳かならず。山川の條列に於いては、又復た割

裂して倫を失い、源流は備わらず。

と述べて、『大明一統志』には古今の軍事的觀點が缺落し、自然地理に於いても不完全である點を批判している。また、當時の地志についても、同凡例に、

宋の『寰宇記』より以後、凡そ兵戎戰守の事は、皆な略して書せず。

と記して、當時の地志に軍事的觀點が缺落している點を批判し、祝穆『方輿勝覽』以降の地理書は「詞章之學」に偏ったものであると批判している。⁽³³⁾このような『大明一統志』に對する批判は、明の滅亡後になって漸く軍事的關心が高まったことにより現われたというわけではなく、李維貞『方輿勝略』序に

天順の時、館閣『大明一統志』を修めるも、戸口・田賦・官制の諸の大政典を載せず。識者之を病む。⁽³⁴⁾

とあるように、既に萬曆年間に内外の狀況の緊張化とともに現われていたのであるが、明の滅亡により敕撰である『大明一統志』への批判に對する禁忌が失われ、率直な形を取って現われたものであらう。そして、顧炎武は實證性という點から、『大明一統志』を批判する。

顧炎武は、『日知錄』卷三一 大明一統志の條や『京東考古錄』⁽³⁵⁾等の文章に見られるように、『大明一統志』の沿革地理における不正確さを批判していた。そこには現實に役立つためには正確さが不可欠であり、現實を正しく認識するためには、迂遠なようではあるが過去を正確に知ることが必要だとする考えが見られる。そのために、顧炎武は「營平二州史事序」において、戚繼光の幕府にあった郭造卿が、『燕史』を編纂する際に、天下の志書を收集し、自ら邊境の城塞を巡り、長城外の遺蹟を實地に檢證させて、その報告が史書と符合しなければ、再び調査させて史實を突き止めねばやめなかったことを稱揚しているし、⁽³⁷⁾また「金石文字記序」では

余少時より、即ち古人金石の文を訪求するを好む、而れども猶お甚だしくは解せず。歐陽公『集古錄』を讀むに及び、乃ち其の事多く史書と相い證明し、以て幽を聞き微を表わし、闕を補い誤りを正すべく、但に詞翰の工のみなら

ざるを知る。⁽³⁸⁾

と述べて、金石文を史書と對照させることによって、史料として用いようとするという態度を表明する。このような實際の證に據り批判的に考證するという態度にこそ、顧炎武自身の『大明一統志』の問題點に對する解答が示されている。そのために『肇域志』に引かれているものは、正史をはじめ、『洛陽伽藍記』や『水經注』等の歴史書・地理書、それぞれの地方志が用いられている。⁽³⁹⁾ それらの史料を利用して輿地の學を集成しようとしたものが『肇域志』であった。

そのなかには明末という時代をはっきりと示す引用もある。『肇域志』の各省に引かれている「方輿崖略」とは王士性の『廣志繹』からの引用であり、⁽⁴⁰⁾ 楊體元「刻廣志繹序」によると、楊體元が順治十一年に四明の李氏の處で『廣志繹』を再發見してから曹溶・顧炎武に見せたことが述べられているが、⁽⁴¹⁾ 顧炎武はそこから全文にわたる引用を行なっている。さらに、王士性の『五嶽游草』卷一一 雜誌上に見える地脈・形勝・風土の各條は『天下郡國利病書』北直隸上一三にも引用されており、顧炎武が王士性の地域に對する見解に興味を示したことは確かであろう。また、各省の「繁簡考」としてみえるのは萬曆版の『大明官制大全』⁽⁴²⁾ に「附地理繁簡考」として増補されて以來さまざまな書物に引用されるようになった楊博の「奉詔酌議郡邑繁簡疏」であり、⁽⁴³⁾ 吏治のために記されたもので、觀光案内や文章作成のための「詞章之學」的な關心には必要のない文章である。

崇禎己卯(十二年)に始められたという『肇域志』の編纂に利用し得た地理書の時間的な下限は、陸化熙『目營小輯』四卷や潘光祖『彙輯輿圖備考全書』十八卷、陳組綬『皇明職方地圖』等の明末に編纂されたものであったろうと思われる。⁽⁴⁴⁾ そこで時期によって數字が異なる編戸の里數とそれぞれ記載が異なる衝繁僻難などの吏治の評語を手掛かりに『肇域志』がもとにしたと思われる明末の地理書を探ってみよう(表一、⁽⁴⁶⁾ 参照。⁽⁴⁷⁾)

表一にあるように、『肇域志』にみえる河南開封府の各州縣の衝繁僻難の表現は、『廣輿圖』とは別系統のものであ

表一

* 無記載

河南	『廣輿圖』	『大明官制大全』	『日營小輯』	『彙輯輿圖備考全書』	『肇域志』
開封府	煩劇上	省會之區水陸衝繁 地饒俗侈常有河患	*	省會之區水陸冲煩 地饒俗侈常有河患	省會之區水陸衝繁 地饒俗侈常有河患
祥符	煩冲上	繁劇衝疲軍衛難處難治	衝劇疲	煩劇衝疲軍衛難處難治	繁劇衝疲軍衛難處難治
陳留	煩冲	次衝民淳	次衝淳	次衝民淳	次衝民淳
杞縣	冗上	事繁頗衝地饒民淳	衝饒饒淳	頗衝事煩地饒民淳	頗衝事繁地饒民淳
通許	裁中	呂小糧輕訟簡	簡小	呂小糧輕訟簡	呂小糧輕訟簡
太康	辟中	辟饒賦輕俗尚奢侈	辟饒奢甲于通省	辟饒俗奢甲于通省	辟饒俗奢甲於通省
尉氏	裁冲中	次衝地瘠民貧	次衝瘠	次衝地瘠民貧	次衝口瘠民貧
洧川	簡中	稍衝事簡	稍衝簡	稍衝事簡	稍衝事簡
鄆陵	辟簡中	簡辟民淳	簡辟淳	簡辟民淳易治	簡辟民淳易治
扶溝	裁冗中	地辟賦輕民淳	冗辟淳	辟淳	辟淳
中牟	冲煩中	次衝事簡地沙民窮	衝簡瘠	次衝事簡地瘠民貧	次衝事簡地瘠民貧
陽武	煩中	地廣民居散漫健訟多盜	地廣健訟	地廣健訟多盜	地廣健訟多盜
原武	辟中	簡辟近河	辟簡近河	辟簡近河	辟簡近河
封丘	冗中	濱河次衝民貧	衝河貧	衝河民貧	衝河民貧
延津	裁冲冗下	呂小衝疲地多沙鹺	衝小疲多沙鹺	衝小民疲地多沙鹺	小衝民疲地多沙鹺
蘭陽	辟中	辟稍衝北有河患	簡衝	簡衝北有河患	簡衝北有河患
儀封	中	地僻人輕民淳訟少	辟淳	地僻民淳賦輕訟少	地僻民淳賦輕訟少
新鄭	冲中	次衝繁地沙薄糧多逋負難治	衝煩地沙	衝煩地沙薄糧多逋民貧難治	衝煩地沙薄糧多逋民貧難治
陳州	煩冗上	軍民難處地饒頗刁閒有水患	*	軍民難處地饒頗刁有水患	軍民難處地饒頗刁有水患
商水	裁簡下	地僻民貧多水患	辟貧多水患	地僻民貧多水患	地僻民貧多水患
西華	辟簡下	地僻糧輕民頗健訟	辟健訟	地僻健訟	地僻健訟
項城	裁辟簡中	辟淳賦輕	辟淳	辟淳賦輕	辟淳賦輕

沈丘	裁僻簡中	僻饒民淳	僻饒民淳	僻饒民淳	僻饒民淳
許州	沖煩上	次衝民頗富□	次衝饒	次衝民饒	次衝民饒
臨潁	沖煩中	次衝民淳	次衝淳	次衝民淳	次衝民淳
襄城	煩沖中	次衝民淳可通舟楫聞有盜	次衝淳	次衝民淳可通舟楫聞有盜	次衝民淳可通舟楫聞有盜
鄆城	沖煩中	地饒民淳訟簡	饒淳	地饒民淳訟簡	地饒民淳訟簡
長葛	簡中	簡僻	簡	簡	簡
禹州	沖煩中	次衝地薄賦重	次衝賦重	次衝地薄賦重	次衝地薄賦重
密縣	僻簡中	山僻民逃地荒糧多通欠	山僻荒	山僻地荒民逃糧欠	山僻地荒民逃糧欠
鄭州	沖煩中	衝繁地薄民頗疲	衝煩疲	衝煩民疲	衝繁民疲
滎陽	裁頗煩沖中	次衝地小民淳	次衝簡淳	次衝邑小事簡民淳	次衝邑小事簡民淳
滎澤	中	近河次衝民頗刁	衝河刁	次衝近河民刁	次衝近河民刁
汜水	裁簡僻下	地僻事簡	僻簡	地僻事簡	地僻事簡
河陰	沖下	次衝事簡	次衝簡	次衝事簡	次衝事簡
福建	『廣輿圖』	『大明官制大全』	『日營小輯』	『彙輯輿圖備考全書』	『肇域志』
汀州府	僻清簡	僻簡地饒近雖有流寇被患未甚猶稱易治	*	(原缺) 流寇被患未甚	*
長汀	盜少有瘴頗煩中上	煩衛山寇殘破民疲	煩衛疲有瘴防山寇	煩衛山寇殘破民疲有瘴	煩衛多山寇有瘴
寧化	中上	地僻經流寇	僻防流賊	地僻經流賊	僻疲
上杭	煩饒上中刁	兵備駐劄差繁民疲	煩疲防流賊	兵備駐劄差煩民疲防流賊	差煩民疲有寇
武平	有瘴盜民刁	僻刁有盜近經流寇	僻刁多盜微瘴	僻刁多盜近經流寇微瘴	僻刁多盜微瘴
清流	盜少微瘴中上	昔淳近經流寇頗疲	淳疲瘴	昔淳近經流寇頗疲微瘴	煩疲微瘴
連城	刁簡瘴中中	僻簡民刁頑難治	僻簡刁頑微瘴	僻簡民刁頑難治微瘴	僻簡刁頑微瘴
歸化	有瘴盜煩淳	頗衛近經流寇	衝有瘴	頗衛近經流寇有瘴	煩衛有瘴
永定	載有瘴盜煩淳	近廣寇民淳	簡淳近廣寇有瘴	事簡民淳近廣寇有瘴	事簡民淳近廣有瘴
邵武府	路山蹊險峻微	賦役不煩民俗淳頗稱易治	*	賦役不煩民俗近淳易治	*

邵武	瘴狡刁猾簡	僻煩民狡	僻煩民狡時有瘴	僻煩民狡時有瘴	僻煩民狡有瘴
光澤	微瘴內杉關界	僻簡民淳近江西東鄉賊巢	僻簡淳微瘴鄰賊巢	僻簡民淳微瘴隣江西東鄉賊巢	僻簡民淳微瘴隣江西東鄉賊巢
建寧	簡中	僻煩頗刁	僻煩頗刁微瘴	僻煩頗刁微瘴	僻煩頗刁微瘴
泰寧	地微瘴刁煩	地僻民刁疲與大帽山賊爲隣	僻刁疲微瘴鄰大帽	地僻民刁疲微瘴隣大帽山賊巢	僻刁疲微瘴隣大帽山賊巢
泉州府	軍民雜土宦多煩	分巡駐劄屬邑雖經倭患傷殘	*	分巡駐劄屬邑雖經倭患傷殘	*
晉江	難上中	未甚	衝煩刁	未甚	衝煩民刁
南安	刁煩上中	衝繁民刁	近倭簡饒	近海僻饒被倭殘破	僻饒
同安	簡無瘴中上	近海僻饒被倭殘破	衝刁饒微瘴	冲饒有盜微瘴	沿海衝饒有盜微瘴
惠安	盜瘴刁中	衝刁民饒有盜	衝海疲淳	冲海疲淳有倭患	沿海衝疲淳
安溪	民貧賦重冲上	近海衝疲俗頗淳有倭患	僻刁頑微瘴	山僻民刁頑微瘴有盜	山僻民刁頑微瘴有盜
永春	裁刁瘴瘴中下	山僻民刁頑有盜	山僻淳微瘴	山僻民淳微瘴有盜	山僻民淳微瘴有盜
德化	裁僻有盜瘴中下	山僻有盜	山僻有瘴	山僻有瘴有盜	山僻有瘴有盜

り、『大明官制大全』に始まる衝繁僻難等の表現をふまえたもので、さらに浮〔淳〕のような鈔寫の誤りと思われるものを除けば『彙輯輿圖備考全書』の表現と全く同じである。

次に、概ね年代順に編戸の里數の一覽を示す表二によって、十四種の地志・政書・類書等の編戸の里數は大きく分けると、以下のように、

I…『大明一統志』（天順五年）

II…『大明官制』（嘉靖二十年）、『圖書編』（萬曆五年序）

Ⅲ…『廣輿圖』（嘉靖三十四年）、『皇輿考』（嘉靖三十六年）

Ⅳ…『大明官制大全』（萬曆十四年）、萬曆『大明一統志』、『職方考鏡』（萬曆二十三年）、『廣皇輿考』（天啓六年）

V…『武備志』（天啓元年）、『皇明職方地圖』（崇禎九年）

Ⅵ…『目營小輯』（天啓元年序）、『彙輯輿圖備考全書』（崇禎六年）、『肇域志』

といった六系統の數字を示すグループに分けられる。その中で『肇域志』に現われる數字は、Ⅵの『目營小輯』と『彙輯輿圖備考全書』の系統のものとほぼ完全に一致している。表で見ると、Ⅳの『大明官制大全』または萬曆『大明一統志』の系統の數字を改訂した萬曆末から天啓期に現われたものが、Vの『武備志』とⅥの『目營小輯』の系統の數字であるといえる。しかし、時期的には當時利用可能であったと思われる陳組綬の『皇明職方地圖』は里數や評語の點でも參考されていたようには見えない。復社の人脈の關係した『皇明職方地圖』の存在を顧炎武が知らなかったことは考えにくい。⁽⁴⁸⁾『皇明職方地圖』は兵部の職方司の資料を用いたものであろうから、最新の良質の情報盛り込んだものであるといえうのだが、總志ではなかったので顧炎武は利用しなかったかもしれない。歴史地理という方面への關心から考えるならば、後で述べる曹學佺『大明一統名勝志』のように、地圖類よりは「仕籍」や『縉紳便覽』に類似した政書や總志の方が編纂に利用しやすかったのではないかと思われる。さらに附け加えるならば、Vの『武備志』と『皇明職方地圖』はいずれも大部な著作であり、それとは對照的に、Ⅵの『目營小輯』と『彙輯輿圖備考全書』はさほど大部なものではない。

當時利用し得たものを推測させるものとして清代初期の書目をみると、顧炎武の外甥、徐乾學の『傳是樓書目』史部方輿には、

陸化熙『目營小輯』四卷、同『地理集要』一卷

潘光祖『輿圖備考』一八卷

陳組綬『明職方地圖』三卷

* 無記載

大明官制 大萬曆14年	職方考鏡 萬曆23年	武備志 天啓元年	目營小輯 天啓元年序	廣皇輿考 天啓6年	輿圖備考 崇禎6年	職方地圖 崇禎9年	肇域志
158	158	175	175	158	175	175	*
39	39	48	48	39	48	48	48
84	84	102	122	84	122	102	122
12	12	14	24	12	24	14	24
35	35	33	35	35	35	33	35
20	20	19半	25	20	25	19半	*
17	17	27	28	17	28	27	28
26	26	26	29	26	29	26	29
20	20	15	29	20	29	15	29
26	20	27	37	26	37	27	37
45	45	51	51	45	51	51	51
14	14	19	23	14	23	19	51
26	26	43	43	26	43	43	23
8	8	27	27	8	27	27	27
29	29	38	38	29	38	38	38
15	15	21	21	15	21	21	21
19	19	28	28	19	28	28	28
45	45	62	62	45	62	62	62
12	12	12	14	12	14	12	14
22	22	46	26	22	26	46	26
15	15	17	17	15	17	17	17
13	13	*	15	13	13	*	13
48	48	42	48	48	48	42	48
18	18	19	22	18	22	19	22
22	22	21	33	32	33	21	33
22	22	19	25	22	25	19	25
22	22	33	35	22	35	33	35
64	64	76	76	64	76	76	76
23	23	23	27	23	27	33	27
33	33	35	36	33	36	35	36
10	10	15	15	10	15	15	15
10	10	16	16	10	16	16	16
7	7	7	11	7	11	7	11
10	10	14	14	10	14	14	14

表二

河 南	一 統 志 天順 5 年	大明官制 嘉靖20年	廣 興 圖 內閣文庫藏	皇 興 考 嘉靖36年	一 統 志 萬 曆 刊	圖 書 編 萬曆 5 年序
開 封 府						
祥符	124	175	175	175	158	175
陳留	35	48	48	48	39	48
杞縣	62	122	122	122	84	122
通許	12	24	25	24	12	24
太康	16	35	35	35	35	35
尉氏	16	25半	25	25半	20	25
洧川	17	28	28	28	17	28
鄆陵	16	19	29	29	26	19
扶溝	8	19	29	29	20	19
中牟	23	37	37	37	26	37
陽武	34	51	51	51	45	51
原武	12	21	23	23	14	21
封丘	31	43	43	43	26	43
延津	20	27	27	27	8	27
蘭陽	25	38	38	38	29	38
儀封	15	21	21	21	15	21
新鄭	19	28	28	28	19	28
陳州	10	62	62	62	45	26
商水	9	14	14	14	12	14
西華	13	26	26	26	22	26
項城	7	17	17	17	15	17
沈丘	*	15	15	15	13	15
許州	26	48	48	48	48	48
臨潁	14	22	22	22	18	22
襄城	21	32	32	32	32	32
鄆城	13	25	25	25	22	25
長葛	22	35	35	35	22	35
禹州	64	76	76	76	64	76
密縣	23	27	27	27	23	27
鄭州	31	36	36	36	33	36
滎陽	13	15	15	15	10	15
滎澤	13	16	16	16	10	16
河陰	5	11	11	11	7	11
汜水	10	14	14	14	10	14

大明官制全 大萬曆14年	職方考鏡 萬曆23年	武備志 天啓元年	目營小輯 天啓元年序	廣皇與考 天啓6年	輿圖備考 崇禎6年	職方地圖 崇禎9年	肇域志
22	22	23	22	22	22	23	22
17	17	4	17	19	17	4	17
10	20	4	20	20	20	8	20
36	36	11	40	31	40	11	40
14	14	*	18	14	18	*	18
13	18	*	10	13	10	*	10
37	37	9	59	37	59	9	59
34	34	25	34	34	34	25	34
18	18	21	22	18	22	21	22
40	19	18	40	49	40	18	40
32	32	20	36	32	36	20	36
44	44	26	44	44	44	26	44
32	32	24	31	32	31	24	31

王士性『廣志繹』七卷

許論『九邊圖說』

黃祚『一統水陸路程』八卷

などがあり、同じく徐秉義『培林堂書目』史部には、

陸化熙『目營小輯』四卷

程百二『方輿勝略』二四卷

郭子章『郡縣釋名』

陸應陽『廣輿記』二四卷

沈翹楚『廣輿圖考』

曹學佺『大明一統名勝志』一一六卷

などが挙げられており、實際に陸化熙『目營小輯』や潘光祖『彙輯輿圖備考全書』の存在が確認できる。徐乾學は「一統志館」を開いていたため、様々な地理書を集めることができたといえるが、⁽⁴⁹⁾逆に集めようと思えばこれだけのものを當時収集することができたわけである。したがって、顧炎武がこれらの陸化熙『目營小輯』や潘光祖『彙輯輿圖備考全書』を参考にした可能性は十分に考えられる。陸化熙は常熟の人で萬曆四十一年の進士、その著が江南で見られていても不思議はない。陸化熙『目營小輯』引によれば、萬曆二十七年に讀書していた際に、やはり古蹟と物産しかない『大明一統志』

河 南	一統志 天順5年	大明官制 嘉靖20年	廣輿圖 內閣文庫藏	皇輿考 嘉靖36年	一統志 萬曆刊	圖書編 萬曆5年序
南陽府	9	22	22	22	22	22
南陽平	4	22	70	70	17	7
鎮唐縣	6	10	20	20	20	10
泌陽柏	5	20	40	40	36	20
桐南召	*	18	18	18	14	18
鄧州鄉	*	20	20	20	18	20
內野川	7	19	37	37	37	37
新淅	22	25	35	35	34	25
裕舞	7	22	22	22	18	22
葉縣	*	18	18	18	19	18
	16	24	32	32	32	24
	20	26	44	44	44	26
	20	24	32	32	32	24

を物足りなく思い、自分で體例を立てて「仕籍」の如く府州縣を列
舉して沿革・山川を記し、さらに文集・奏議から邊防・河防に關わ
るものを隨所に附したものだといふ。⁽⁵⁰⁾

また、編戸の里數は『目營小輯』を受け繼ぎ、世界地圖や各省の
地輿圖說などにおいては、程百二『方輿勝略』を受け繼いでいる潘
光祖の『彙輯輿圖備考全書』は南京の版築居で崇禎六年に出版さ
れ、順治七年に重刊（三吳大紫堂）されており、やはり江南で流布し
たものであったと思われる。

以上のことからみて、顧炎武が『肇域志』を編集する際に、『彙
輯輿圖備考全書』を利用したことは確實だったと思われる。

『彙輯輿圖備考全書』は、李雲翔の序によると、

古に職方記・地圖志有りと雖も、我が明に至りて『大一統志』
有り、嗣いで是れ『廣輿圖』有り、諸の記述は犁然として備わ
らざる莫し。然れども僅かに都省郡邑の會・山川風俗・華夷人
物を載するのみ。阨塞・要害・戸口・錢穀の國事に裨有る者に
至りては、漫として焉に及ばず。予操觚の暇に、一に之を遐想
し、此を以て憾と爲さざる莫し。而れども志有るも未だ逮ば
ず。適ま盟兄傅少山、潘大參海虞先生の未だ竟わらざる『備
考全書』を以て予に示す。其の略を觀るに、山川名勝を記して

紙上の臥遊に資するに止まらず、實に經濟に關わる者有り。予續貂を愧じず、『一統志』に従いて之を損益し、詳らかにするに諸の紀述及び子の耳目の見聞する所の者を以てす。神京自り以て各省に及び、邊陲・要害・海運・漕河・鏃政・關隘・錢穀の戰守に裨有る者、古今の人物・忠臣・孝子・義夫・節婦の風化に關わり有る者に至りては、悉く帙に編入し、諸を掌に指すが如し。

と記しているように、潘光祖の未完の原稿を傅昌辰（少山）が李雲翔に示し、李がさらに「越三寒暑五脫稿」して完成をさせたという。李はその稿をみて、紙上の臥遊に役立つばかりでなく經世濟民に關わるものも有ると述べているが、ことに軍事と教化について關心があるようである。序に見えるような軍事的な關心は既に萬曆後期から現われており、明末の切迫した狀況を考えれば容易に理解できるが、當時の知識人の關心の方向をうかがわせて興味深いものがある。傅昌辰は版築居として知られる南京の書肆で、⁽⁵²⁾潘光祖は陝西臨洮衛籍の人、天啓五年の進士、おそらく父親に従ってかどうかし、南京に出て學問をしたというような人物であつたのであらうと思われる。實際に完成させたという李雲翔については不詳。いわば、この『彙輯輿圖備考全書』⁽⁵³⁾は書肆と下級知識人との合作といふことができよう。傅昌辰は他に張燧『經世挈要』という政書も出版しており、いわば經世學的な關心を出版の上で實現した人物であつたといえよう。内容的には封面に掲げる各書物からの引用によってなつており、⁽⁵⁴⁾世界地圖の存在など新しい點も見られるが、發明する點は少ないようである。人物傳については教化に關わるものとして取り上げているが、萬曆時代からの『大明一統志』批判を受け繼ぎ、序には『大明一統志』を「阨塞・要害・戶口・錢穀の國事に裨有る者に至りては、漫として焉に及ばず」と批判して、苟も地志というからには、軍事・經濟に關わるものを載せないわけにはいかない、という考え方がうかがえる。たとえ『大明一統志』的な「詞章之學」の内容を含んだものであつたにせよ、多くの地圖をはじめ様々な論は、單に『大明一統志』の節略ではなく、もはや同質のものではないことを示している。

『彙輯輿圖備考全書』一八卷は『大明一統志』のように大部なものではなかつたので、利用しやすかつたという點もあ

ったであろうが、ある意味では明末の總志の様々な面を總合したものであったので、顧炎武にとっても有用なものであったのかもしれない。⁽⁵⁵⁾「輿地之記」を志した顧炎武はその當時存在した總志を軸として利用し、不十分だと思われる點に増補訂正を加える形で、『肇域志』を記し始めたのではないか。千數百にも上る各州縣を列擧するだけでもたいへん煩雜な手間がかかるが、顧炎武は『彙輯輿圖備考全書』を利用することで、その順序化を行なったわけである。いわば見出し、或いは目次として利用し、評語等の取るべきところは残し、さらに主眼とする歴史的沿革に關係する部分を正史の記載等を取り上げて充實させて、顧炎武のいう『大明一統志』を超える「輿地之記」を作ろうとしたのではないかと思われる。これと同様に別の書物を見出しとして利用するという作業を行なったものが、曹學佺の『大明一統名勝志』である。⁽⁵⁶⁾曹學佺は『水經注箋』の出來がいい加減なのをみて、『縉紳便覽』に「此水經之某州縣也」と箋釋を加えていったという。

三 『肇域志』のめざしたもの

『肇域志』稿本の成書年代は、陳秉仁によると康熙元年とされるが、鄭賈恒・王天良が指摘するように、康熙十二年に刊刻された史料、譚吉聰の編纂した『延綏鎮志』が引用されている箇所がある。⁽⁵⁷⁾さらに「康熙壬子（十一年）五月裁海門縣」という記事も存在しており、康熙元年に現在の形で成立したとは確定できないだろう。なお検討を要する課題であろう。⁽⁵⁸⁾『肇域志』の「肇域」という言葉の由來について、吳杰はおそらく『尚書』舜典の「肇十有二州」の意味をとったものであろうという。⁽⁵⁹⁾それまでの地理書はその題名や各々の序に見えるように、一般に『周禮』職方や『尚書』禹貢を起源として想定していた。⁽⁶⁰⁾この舜典を明代の地理書のなかで初めて意識したものが、『目營小輯』⁽⁶¹⁾である。陸化熙は序に續け、「方輿原始」として、舜典・禹貢・『周禮』職方・『漢書』地理志を掲げるが、これはそのまま『彙輯輿圖備考全書』卷二に收録されている。

では『肇域志』は如何なる點で明末の實用地理書を超えたのであろうか。『肇域志』の胡虔の跋（嘉慶丁巳）は、顧炎武

が經世の志を抱いて著したこの書は、専ら輿地のことを記述し、『利病書』とは求めるところは異なっているが、然れども詳らかにする所の者は、郡縣沿革・山川阨塞・兵事成敗より、以て賦稅戸口の多寡・官職驛鋪の省置に及び、而れども名勝人物は焉に與らず。是れ當に『利病書』と相い輔して行なうべく、『元和志』以下の僅かに地志爲る者の擬すべきには非らず。

（62）
 といつて、經世の書である事を高く評價している。卷首を缺く未定稿であるためにその凡例は明確には示しがたいが、『肇域志』をそれまでの明末の地理書と對照すると、一見して『大明官制』や『目營小輯』のような官僚のハンドブック的なものに比べると、鈔本で整理して五十冊にも及ぶという量的充實がわかる。その充實した部分は『大明一統志』や『大明一統名勝志』のように人物や名勝に關するものではなく、ほとんどが歴史沿革や現實の問題に相當する部分で占められて（63）いる。そして、『肇域志』の最も詳細な部分は顧炎武の出身地である江南（南直隸）で、全五十冊のうち十一冊を占めているが、歴代の縣の設置、宮殿の所在をはじめとして、當時の南京の街道や市場についての、實地の檢分なしにはありえない非常に詳細な記述が見える。（64）

さらに、その修訂稿と考えられる『肇域記』を考察の對象にすることで、顧炎武が最終的に志向したものを窺うことができる。楊正泰によると、『肇域志』の修訂稿と解される『肇域記』の體例は、郡邑、藩封、官守、山川、古跡であり、食貨、風俗、職官、藝文、災異は收めない、沿革を述べるのには明一代で區切つて論じ、古跡を記載するには、現在の地名と現狀を述べることを重視しているといふ。（65）

『肇域志』と『肇域記』とを對照すると、例えば曾子の籍貫について、『肇域志』は未定稿に終わったために、費縣と嘉祥縣の條にそれぞれ曾子は費縣又は嘉祥縣の人とする史料『史記索隱』・『戰國策』及び『兗州志』・『嘉祥縣志』を挙げ、「未知孰是」と註を附けるのみで未だ論定がなされていない。しかし、『肇域記』卷二ではそれとは對照的に『孟子』・『戰國策』・『史記』・『後漢書』などを引用して曾子が費人であることを論證しているといふ。（66）これについて、『日知

録』卷三一 曾子南武城人では、

南武城故城、今の費縣の西南八十里、石門山下に在り。

と述べ、南成は南城であり、南城は武城であると、種々の史料を擧げて曾子が費人であることを論斷している。このような歴史地理的な考證は、單に「圖經を合わせて成す者」では爲し得ないだらう。相互に矛盾する地方志の記述を列擧するだけでは、考證たり得ないからである。當時の學者に顧炎武の作業が單に地方志を抜粹していると見えたのは、ある意味では當然かもしれないが、顧炎武はそこで批判的な考證を志向していたのである。

そこには現實の地域をはっきりとした證據を示して、歴史と結びつけて把握しようという意圖が窺えるようだ。潘光祖『彙輯輿圖備考全書』の引用書には、未だ正史等の歴史的な考察を窺わせるものは見られない。その必要を認識していないかのようなのである。曹學佺『大明一統名勝志』は名勝を歴史と結びつけることを目的とし、石刻や『水經注』などを引いているが、内藤湖南のいうように史料の羅列に止まり、史料を如何に整合性を以て捉えるかという事は未だ範圍の外にある。⁽⁶⁷⁾その點で、煩瑣には成り得ても正確を期すには限界がある。それらに對し『肇域志』は未完成で體例が整わないがために史料の羅列に止まっているとはいえ、その方向は『肇域記』や『日知錄』に見られるような、より一段進んだ考證をめざしていたことがはっきりしている。さらにこの顧炎武の開いた「輿地之學」における考證の展開を考えるならば、顧炎武が充分に展開することのできなかった「輿地之學」の體系化を後に成し遂げ、地域の歴史的個性を考えようとしたものが、顧祖禹の『讀史方輿記要』であつたといえよう。それは『大明一統志』の批判を承けて、獨自の「形勢の地理學」を體系化したのである。⁽⁶⁸⁾

四 結 語

『日知錄』卷三一 大明一統志や『京東考古錄』等に見える『大明一統志』の沿革地理の不正確さに對する批判に窺え

るように、顧炎武は『大明一統志』的な總志に對して批判的な態度をもっていた。「文須有益於天下⁽⁶⁹⁾」という顧炎武において、「詞章之學」のための地志は、現實の地域を明らかにするものでも何でもなく、實情からかけ離れ、誤謬の多い意味のない地志であった。それに對する批判は、やがて嘉靖・萬曆以降に現われた經世、吏治のために地方の現状を明らかにしようとする一連の地理書として現われたが、⁽⁷⁰⁾顧炎武はこの系譜を基礎として、歴史地理的な正確さを求める總志の編纂へと向かったのではないか。言い換えれば、萬曆以降の實用書の發展の中から生じた實用性を求め、經世致用を求める系譜の上に『肇域志』は成立したといえよう。そこには全體を通貫する伏線としての明末的な總志の存在が感じとられる。⁽⁷¹⁾もちろんそれらのあくまでも明末的なものを飽き足りなく思ったからこそ、『肇域志』を編纂したわけなのであるが、當時は地志とどうしても不可分に結びついていた人物・名宦の項を敢えて省いたことや、⁽⁷²⁾城周の記載などの特徴に、明末の地志とは異なる『肇域志』の獨自性が現われているように思われる。

以上のように考えてみると、『大明官制大全』や『彙輯輿圖備考全書』のような實用書が多く存在し、利用し得たことが、顧炎武の『肇域志』を生み出す背景の一つにあったのではないだろうか。そして、逆にそれらがある意味で官僚のハンドブック的なものや『大明一統志』的なものであったがために、そこに飽き足らなかった顧炎武がより實證的な歴史地理的な總志の編纂を意圖したのではないだろうか。

地方志と違って總志は個々の地域についてはどうしても概括的にならざるをえないし、具體的な地域の問題を取り上げるには限界がある。しかし、一方では邊防や海防のような主題で大局的な論を立てることが總志には可能である。既に『廣輿圖』において特定の主題が意識され議論が取り上げられることがあったが、それらの議論こそ「當世の務」を追求する經世致用に結びつくものとして様々な地志に受け継がれてきた。⁽⁷³⁾萬曆以降の地理書に見られるのは、一つにはこのような總論を掲げる點であり、また個別の地域を吏治との關係において捉えようとする點である。前者は漕運や邊境に関する總論として主題圖とともに論じられ、後者は各省においては圖敘・輿地記という形でまとめられ、個々の府・州・縣に

においては史治の評語として定着していく。この二つの流れは相互に分歧し、或いは合流し、様々な地理書を生み出したが、その集成とも謂うべき位置に存在したのが、『彙輯輿圖備考全書』であった。⁽⁷⁴⁾『肇域志』はこの『彙輯輿圖備考全書』を直接利用しながら編纂をすすめていったもので、「詞章之學」の重視する名勝や風俗・人物・名宦の記載を排除し、史料を擧げて歴史沿革の正確さを追求し、そしてその地域における同時代の問題を照らしだすことを意識した新しい性格をもつものであった。

註

- (1) 傅衣凌『明代江南市民經濟試探』（上海人民出版社 一九五七）は導言の二三頁の註(75)に浙江の龍游商人の記事を引用し、北京大學圖書館藏本に據ったことを記している。また『明清農村社會經濟』（生活・讀書・新知三聯書店 一九六二）には九四頁の註(1)に蘇州府部を引用している。
- (2) 謝國楨編『明代社會經濟史料選編』上・中・下（福建人民出版社 一九八〇—八二）。同書から引用をしているものには、例えば、余英時『中國近世宗教倫理與商人精神』（聯經出版事業公司 一九八七）一三九頁、一五二頁など。
- (3) 顧炎武の學問については謝國楨『顧寧人學譜』等さまざまな論考があるが、ここでは一々列挙しない。地理關係のものを擧げると、近年では朱士嘉「顧炎武整理研究地方志的記載」（『中國地方史志論叢』中華書局 一九八四、原載『文獻』一九八一—七）、翟忠義編『中國地理學家』（山東教育出版社 一九八九）、靳生禾『中國歷史地理文獻概論』（山西人民出版社 一九八七）等があるが、いずれも主に『天下郡國利病書』を扱い、『肇域志』については姉妹編という扱いであまり觸れるところがない。
- (4) 顧炎武『亭林文集』卷六『天下郡國利病書』序 崇禎己卯、秋聞被擯、退而讀書、感四國之多虞、恥經生之寡術。於是歷覽二十一史以及天下郡縣志書、一代名公文集及章奏文冊之類、有得即錄、共成四十餘帙。一爲輿地之記、一爲利病之書。
- (5) 全祖望『鮑塘亭集』卷一二 亭林先生神道表 自崇禎己卯後、歷覽二十一史・十三朝實錄・天下圖經・前輩文編說部、以至公移邸抄之類、有關於民生之利害者、隨錄之、旁推互證、務質之。今日所可行、而不爲泥古之空言、曰『天下郡國利病書』、然猶未敢自信。其後周流西北、且二十年、通行邊塞亭障、無不了了而始成。其別有一編、曰『肇域志』、則考索利病之餘、合圖經而成者。
- (6) 『四庫全書總目』卷七二 存目。また『天下郡國利病書』

の版本については、田村實造『天下郡國利病書』の版本について、『神田博士還曆記念書誌學論集』同記念會 一九五七) 参照。

(7) 『清史稿』卷四八一 儒林傳二

別有『肇域志』一編、則考索之餘、合圖經而成者。

(8) 黃丕烈『士禮居藏書題跋記』卷二、史類 四三頁(書目文獻出版社 一九八九)

每本有『備錄』字、案『肇域志』序有云、本行不盡、則注之旁、旁又不盡、則別爲一集、曰備錄、則此書與『肇域志』相出入、否則如『利病書』序所云、「有得卽錄、共成四十餘帙、一爲輿地之記、一爲利病之書」、兩本合而存之歟。

(9) 『肇域志』胡虔跋(嘉慶丁巳)。註(62)参照。

(10) 『天下郡國利病書』張元濟跋(『四部叢刊』三編)

亭林身嬰亡國之痛、所言萬端、而其所再三致意者、不過數事、曰兵防、曰賦役、曰水利而已。

(11) 張汝霖『廣皇輿考』凡例(萬曆辛丑二十九年)

一、郡邑名相同者多、頗亂觀聽。今悉查對、而設六類以別之、附於古九州之後、首備攬放。

(12) 翟忠義編『中國地理學家』は、天候の占卜についての記載

を顧炎武の實事求是の努力の成果のように記すが、顧炎武が海上で觀天望氣に勵むことなどありうるはずがない。當時の路程書や地志等には、天氣の占候の記載があり、顧炎武はそれらを引用したわけである。例えば、路程書では『士商類要』卷二 四時占候風雲など。水野正明『新安原版士商類

要』について(『東方學』六〇 一九八〇) 参照。他に、兵書にも潮の満干や天候の豫報の記事が掲載されている。例えば、王鳴鶴『登壇必究』水戰卷一など。

(13) 『肇域志』山東第五冊三八葉など。

(14) 楊正泰「顧炎武和『肇域記』」(『歷史地理』第四輯 一九八六)。

(15) 鄭寶恆・王天良「『肇域志』陝西部分的幾個問題」(同 第六輯 一九八八)。

(16) 吳杰「顧炎武『肇域志』的內容及其抄本的流傳」(『古籍整理出版情況簡報』第九四期 一九八二)。次の註(17)・(18)の文獻とあわせ、これらの論考の閱覽には馮佐哲氏及び徳岡仁氏に多大の便宜をはかっていただいた。記して深謝する。

(17) 陳秉仁「『肇域志』修訂稿考述」(同 第一〇五期 一九八三)。

(18) 編集部編「『肇域志』稿本序跋」(同 第九五期 一九八二)。

(19) 楊正泰「『肇域志』與『山東肇域記』」(『古籍整理研究學刊』一九八六年第二期) という論考があるが、この存在については秋山元秀氏に御教示をいただき複寫をいただいた。記して深謝する。

(20) 四川圖書館藏本に見える序跋は、註(18)の文獻に排印されているほか、一部の文集に見えるものについては、譚其驥主編『清人文集地理類彙編』第一冊(浙江人民出版社 一九八六)にも收録されている。但し、四川圖書館藏本には、人文科學研究所本にある同治己巳(八年)秋八月の成蓉鏡の跋と

汪士鐸の「士鐸又案」で始まる識語を缺いている。

- (21) 許慶宗とは許宗彦のことで、吳晗の『江浙藏書家史略』

（中華書局 一九八一）には「許宗彦、字積卿、又字周生、德清人」とある。楊廷福・楊同甫編『清人室名別稱字號索引』（上海古籍出版社 一九八八）には、許宗彦「原名慶宗」とある。景印本にみえる跋には「德清許積卿」（阮元）、

「許周生菴部」（梁章鉅）、「許積卿」（程璠田）等とあり、

許宗彦をさすことは間違いない。

- (22) 『圖書館學季刊』第五卷第三四期 一九三一。

- (23) 徐乃昌「鑒止水齋書目跋」（『圖書館學季刊』第五卷第三四期 一九三一）

『鑑止水齋藏書目』、德清許宗彦先生撰、……所載各書類多精善、而史部顧亭林『肇域志』原本二十冊、尤爲珍

秘。蓋亭林先生手跡細行密楷、先生跋云「乾隆五十八年、將於粵東李氏、闕北直隸及江西・四川兩布政司」。

嗣蔣寅昉評事錄副、後歸朱久香閣學。同治間、湘鄉曾文正總督兩江、曾發江寧書局、屬寶應成氏蓉鏡爲分卷、第

又闕廣西一省、會文正移督直隸、事遂中輟。至於亭林原本、在當日已不可得、今更不知蹤跡矣。

- (24) 『肇域志』五十冊は以下のように整理されている。

江南一一、浙江二、山東八、山西五、河南四、湖廣三、

陝西一〇、雲南二、貴州一、廣東二、福建二。

- (25) 吳楓主編『簡明中國古籍辭典』（吉林文史出版社 一九八

七）九二一頁。

- (26) 楊正泰前掲註(19)論文。

- (27) 一九五九年の『北京圖書館善本書目』には周捐とあり、周叔弢の獻納したもののである。

- (28) 陳秉仁註(17)論文、楊正泰註(14)・(19)論文。「答葉嶠初」

（『蔣山傭殘稿』卷二）、「書楊舜萬壽祺等爲顧寧人徵天下書籍啓後」（『亭林佚文輯補』所收）のように、顧炎武自身が

『肇域記』と記している文章もあり、やや混乱しているが、本来完成したものを『肇域記』と呼ぶつもりで編纂し、それ

まで『肇域志』と表現していた未定稿が、未完で残ったということと思われる。

- (29) 楊正泰前掲註(14)・(19)論文。なお『肇域記』自序を附す（陳秉仁註(17)論文所引）。

劉昭承班固之書、但錄中興以來郡縣改異及春秋三史會同征伐地名、以爲郡國志、以後漢二百年之志、而春秋之事

備焉。愚今略倣其意、以有明一代郡邑・藩封・官守爲一書、參以六經廿一史、上接元史訖于崇禎、俾後人既以知

今、亦可驗古。但唐・宋地志久亡、近時之書又大半齊東野語、且不能盡得。余老矣、日不暇給、先成此數卷爲

例、以待後之人。書名曰、『有明肇域記』、東吳顧炎武。

また、この自序は韓仲民『中國書籍編纂史稿』（中國書籍出版社 一九八八）にも引用されている（二七四頁）。

- (30) 楊正泰前掲註(14)論文。

- (31) 『泉河志』（山東）、『呂梁洪志』（徐州）、『泉南雜記』（福建）等。吳杰註(16)論文参照。

- (32) 楊正泰前註(19)論文は、清人の劄記冊子にふれる梁啓超

『清代學術概論』一七を引用して、著書ではなく著書執筆の

ために準備された資料であるという。『天下郡國利病書』も『中國近三百年學術史』一五 地理學にいうように、同じく割記というべきものであるが、なかには趙儼生『顧亭林與王山史』（齊魯書社 一九八六）のように、その見解に反對するものもある。

- (33) 顧祖禹『讀史方輿紀要』については、内藤湖南『支那史學史』（内藤湖南全集）第一卷 筑摩書房 一九六九）十二 清朝の史學 三八頁。海野一隆「『讀史方輿紀要』とその地域論」（『史林』三六・三 一九五三）、秋山元秀「形勢の地理學」（『愛知縣立大學創立二十周年記念論集』 一九八六）等を参照。

顧祖禹『讀史方輿紀要』凡例
『勝覽』以下、皆偏于詞章之學、於民物遠、猶無當焉。
國家著作之材、雖接踵而出、大都取裁于樂史・祝穆之間、求其越而上之者、蓋鮮也。

- (34) 李維貞『方輿勝略』序（萬曆四十年刊 内閣文庫藏）、また『大泌山房集』卷一五所收。

なお、萬曆年間の内外の緊張化と『大明一統志』に對する批判が現われたことについては別に論じたい。

- (35) 顧炎武『日知錄』卷三一 大明一統志には多くの例が挙げられているが、一つだけ次に示す。

王文公虔州學記、「虔州、江南地最曠、大山長谷、荒翳險阻」、以曠字絶爲一句、谷字絶爲一句、阻字絶爲一句、文理甚明。今『一統志』贛州府形勝條下、摘其二語曰、「地最曠大、山長谷荒」、句讀之不通、而欲從九丘之書。

眞可謂千載笑端矣。

- (36) 『京東考古錄』では、例えば考金陵、辨一統志遼陵之誤、辨一統志密雲之誤の條等。

- (37) 顧炎武『亭林文集』卷二 營平二州史事序
而福之士人郭君造卿在戚大將軍幕府、網羅天下書志略備、又身自行歷河北諸邊營壘、又遇卒至塞外窮滯源、視舊大寧遺址、還報與書不合、則再遣覆按、必得實乃止、作燕史數百卷。

- なお、郭造卿の地理に關する著作には、『盧龍塞略』二一卷（萬曆三八年刊本）がある。

- (38) 顧炎武『亭林文集』卷二 金石文字記序。

- (39) 例えば『肇域志』河南第三冊の洛陽についての記事には『洛陽伽藍記』や『後漢書』・『資治通鑑』などを引用するし、同じく永寧縣については『魏書』や『金史』・『水經注』・『集古錄』などを引用する。なお、楊正泰によると『肇域記』には碑刻の利用が見られるようである（楊正泰前掲註（14）論文）。『肇域志』では未だ見られないようであるが、地域によっては石碑の存在を挙げているところがあり（江南 第八冊 三三葉a、山東 第五冊 七九葉a等）、『金石文字記序』等から解るように、史料としての利用も想定していたと思われる。

- (40) 「方輿崖略」とは既に鄭寶恆・王天良が指摘しているように、『廣志釋』の第一卷の題目であるが、全編の名稱と誤ってその他の部分も「方輿崖略」といったのであろう。王士性『廣志釋』については、王成組『中國地理學史』（商務印

書館 一九八二)や、最近では、徐建春「王士性及其『廣志釋』」(『杭州大學學報』二〇一三 一九九〇)がある。

- (41) 王士性『廣志釋』(中華書局 一九八一)、楊體元「刻廣志釋序」

甲午(順治十一年)游四明、遇同學李懷帖家藏是書、予輒喜過望、如見故人。請假錄之、無論出處必攜、反覆校閱、即寒暑晦明寢食憂喜無間也、若與恒叔先生同時商榷焉。偏質之博雅君子、如曹秋嶽夫子・沈大匡先生・沈次柔・顧寧人・項東井諸同學、咸謂是書該而核、簡而暢、奇而有本、逸而不誣。

- (42) 内閣文庫藏本(萬曆十四年刊)。杜信孚「明代版刻綜錄」

(江蘇廣陵古籍刻印社 一九八三)によると、寶善堂は建陽の人、鄭雲齋の書肆の名である。『大明官制大全』の「地理繁簡考」を引用するものには以下のものがある。

胡文煥『皇輿要覽』、同『華夷風土志』

盧奇『職方考鏡』

陸化熙『目營小輯』(一部改)

- (43) 楊博「奉詔酌議郡邑繁簡疏」(『蒲坂楊太宰獻納稿』卷五)内閣文庫藏。

- (44) 清初における地理書の禁というものも考える必要はあろうが、顧炎武の意圖では『肇域志』は有明一代の建置沿革を志すものである以上、明代の地誌を記すものでなければならなかったはずである。

- (45) 吏治の評語というのあまり熱さないことばであるが、この衝僻・繁簡という表現が後に州縣のランク・システムを形

成していくのは周知のことである。従ってここでは風俗が表現されたと考えるよりも、やがて地理繁簡考という形で固定化していく地方行政のために記された各州縣の評價の語句として吏治の評語ということとしたい。『大明一統志』などにみえる文化的な價値から地域を表現しようとする風俗ではなく、地方行政や官僚制度との關係から導きだされたものといえるのではないか。地方の顯彰のために編纂される地方志や『大明一統志』とは異なる要素のものである。

この衝繁僻難等の表現は、萬曆年間には實用化されており、王世懋『饒南九三府圖說』や趙秉忠『江西輿地圖說』(ともに『紀錄彙編』所收)には繁・簡・衝・僻・疲・淳・刁というような語にそれぞれ最・次という程度を示す言葉が附け加えられ、いかにも官廳の文書用語といった印象を與える。最・次・無ということとみれば、これは一種の三等制になるのではないか。また當時既に存在していた『廣輿圖』の表現と異なる州縣もあり、いかなる材料を利用して記したのか興味深い。

- (46) 編戸の里數が各年代によって變化しているということは、ある程度の正確さを以て國家が農村の變化を把握していたということを示すものであり、興味深いことではあろうが、ここではその意味については觸れない。實際にどの時期の數字を『肇域志』が記録しているかについてを問題とするに留めたい。

- (47) 冲(chong)の字を何故か上中下の中という不可解な解釋をするものもあるが(和田正廣「明代の地方官ポストにおけ

る身分制序列に關する一考察」(『東洋史研究』四四—一九八五)、これは現代中國語に見られる如く當然衝(chong)の略字である。

- (48) 陳組綬『皇明職方地圖』については、海野一隆『廣輿圖』を模倣した地圖帖(『研究集録 大阪大學教養部』人文・社會二〇一九七二)を参照。『皇明職方地圖』に見える編戸の里數は『武備志』と同じであり、陳組綬が『皇明職方地圖』の編纂の際に利用したものが何であったのか、それが何時のものであったのかについては、未だ確定できない。また、陳組綬自身も復社の人物であるが、この編纂には復社同人が多く加わっている。「皇明職方地圖或問」には編纂に協力した四六人の名を擧げるが、その中で陳組綬と同年の二五人のうち、蔣逸雪『張溥年譜』(齊魯書社 一九八二)附「復社姓氏考訂」によれば、龔鼎孳・楊學憲(『進士題名碑錄』は仁憲に作る)・韓文銓(『進士題名碑錄』は文鉉に作る)・曾亨應・劉侗・曾應遼・錢瀛選の七人は同人と思われ、復社系の人物の手になる地圖帖であるといつてよからう。また、陳組綬には『存古地函』一卷(『北京圖書館古籍善本書目』史部地理類)があり、他に復社の人物が關係した地理關係の書物には、許重熙『輿地分合指掌圖』(『千頃堂書目』卷六 地理類上)がある。また陳子龍は『皇明經世文編』に桂萼『皇明輿圖』圖敘を收録しているほか、吳國輔『今古輿地圖』に序を寄せている。復社の活動については、井上進『復社の學』(『東洋史研究』四四—一九八五)を参照。

- (49) 内藤湖南前掲註(33)『支那史學史』三六一頁。

- (50) 陸化熙『目營小輯』引(中國史學叢書 三編)

萬曆己亥(二十七年)、讀書婺州公署、取『一統志』參對當代郡縣、多不相蒙。且積縣爲郡、爲省直、合省直成天下、所係匪細、而列款僅僭于古蹟、物產、亦似本末無辨。乃創立義例取府州縣、提頭序列、如吐籍然。而摘志所載沿革山川、填註其下。志所未及者、參攷補之。并考文錄・奏議、關切邊防・河防大計者、隨地附見之。

- (51) 王重民『中國善本書目』史部 地理類『彙輯輿圖備考』書 一八卷(一八七頁)

此原刻本極少見、李長庚原署、「崇禎六年歲次癸酉」。三吳大紫堂刊本には、京都大學人文科學研究所藏本などがある。

- (52) 傅昌辰の版築居は、他に張燧『經世契要』という政書のほか、刑侗『來禽館集』を出版している。

王重民『中國善本書目』集部 別集類『來禽館集』二八卷(六四五頁)

『北京圖書館古籍善本書目』史部 政書類 張燧『經世契要』存二〇卷(一〇五四頁)

なお前掲註(25)『簡明中國古籍辭典』によれば『經世契要』は崇禎六年の刊で、首都の防衛や邊防・海防・兵制・水利・鹽政・流寇對策等を收めたものであるという(五七六頁)。

- (53) 李雲翔の序には潘大參海虞先生としてみえ、大參といえは參政ということになるが、天啓五年の進士であれば少選官が早いように思われる。前掲『簡明中國古籍辭典』によれば何に據るのかは不明であるが、海虞は字、大參は潘光祖の

號という(二六六頁)。

- (54) 『彙輯輿圖備考全書』の封面に掲げられている書物は、以下のとおり。

一彙全部統志	一彙總度分野	一彙廣皇興考
一彙全部會典	一彙周官職方	一彙目營小輯
一彙歷代風土記	一彙列省郡志	一彙方輿勝略
一彙歷代地理志	一彙正皇興攷	一彙廣輿記
一彙利西來經緯略		

目録の後に、採録諸書目をあげるが、そこにはさらに『水經注』や『山海經』、『萬曆武功錄』のほか『古候紀略』、『食物本草』のようなものまで挙げられている。

- (55) 既に觸れたように、『天下郡國利病書』北直隸上八にみえる府名同州縣者などは顧炎武が各地の郡縣の名を逐一對照したわけではなく、『彙輯輿圖備考全書』卷二にある省郡州邑同名攷を引用したのであろう。舉例の方式が全く同じである。

- (56) 曹學佺『大明一統名勝志』序

江西方伯李友卿、寄宗侯鬱儀『水經注箋』。予亟取而讀之、其所有者、正不必有、其所無者、正不必無、予又憤懣而不之快。偶有『縉紳便覽』一部、畧爲箋釋于左曰、此水經之某州縣也。以今援古、合者什七、其所不合、姑俟後來。于是、感觸前念而作是書。津津乎、不能自己矣。

曹學佺については、市原亨吉「歷代詩選と曹學佺の生涯」(『東方學報』京都四五 一九七三) 参照。

- (57) 鄭寶恆・王天良前掲註(15)論文。

- (58) 『肇域志』江南 第二冊 一二葉a。

- (59) 吳杰註(16)論文。

- (60) 『職方考鏡』という書名そのものがそうであるし、馮貢や職方に言及するものは、馮時可『廣輿記』序、方應選『職方考鏡』序、李本固『方輿勝略』跋など多數に及ぶ。

- (61) また、日用類書にはもっと早くから辭典に觸れるものがある。余文台編『鼎鐙崇文閣彙纂士民萬用正宗不求人全編』(萬曆三十七年序 陽明文庫藏) 卷二 地輿門は辭典を取り上げて、「書云、肇十有二山」と記す。

- (62) 『肇域志』胡虔跋(嘉慶丁巳)

右亭林先生『肇域志』手稿二十本、吾友德清許君周生所藏也。……蓋先生已卯秋聞放後、慨然負經世之志、作『天下郡國利病書』。凡古今治亂得失之原、民生疾苦樂利之故、釐然畢具。而是書則專紀輿地、與『利病書』殊義、然所詳者、郡縣沿革・山川阨塞・兵事成敗、以及賦稅戶口之多寡、官職驛鋪之省置、而名勝人物不與焉。是當與『利病書』相輔而行、非『元和志』以下之僅爲地志者可擬。

- (63) 例えば福建では『泰寧縣志』を引用し『天下郡國利病書』が引用するような戸口・賦貢・軍政・民兵・徭役・匠役などに關する詳細な記載が有る(福建第二冊六葉a~二〇葉b)。これは、楊正泰のいうように貴重な史料を保存したといえるが、『天下郡國利病書』との關係を考える上で興味深い。

また、驛の設置については『大明會典』を引用することも

ある。

河南第一冊 二葉^b 『會典』云舊有大梁驛革、祥符遞運

所革〔俱附□〕

同 三葉^b 陳留縣 設莘城馬驛在縣南〔會典』

無馬字〕。

(64) 萬曆『江寧縣志』卷二 衢道には次のように、三山街市や銅作坊・顔料坊というような細かい地名を擧げているが、位置關係が主になっている。

三山街市在縣北〔俗名果子行、由街中分、北廐上元、南

屬江寧〕

顔料坊在草鞋街東〔即古西市、東接銅作坊〕

銅作坊在縣治西〔即古東市、往絲客寓此、每晨賣絲、今

銅作人悉移於鐵作坊、但呼絲市、以下

名非其實者多類此〕

それに對して、『肇域志』江南 第五冊 四九葉^b 街市に

は、南都大市爲人貨所集者、亦不過數處。而最多爲行口、自三山街西至斗門橋而已、其名曰果子行。他若大中橋北門橋三牌樓等處、亦稱大市集、然不過魚肉蔬菜之類。如銅鐵器則在銅鐵作坊。皮市則在官橋南。鼓舖則在三山街口、舊內西門之南。履鞋則在教敷營。簾箔則在武定橋之東。傘則在應天府街之西。弓箭則在弓箭坊。木器南則鈔庫街、北則木匠營。蓋國初建立街巷、百工貨物、買賣各有區肆。如織錦坊・顔料坊・甌匠坊等、皆空名無復有居肆與貿易者矣。

というように、扱っている品物を詳しく記している。方志ならまだしも總志でこのように詳細な記載をするものは他に存在しない。

なお『肇域志』にも風俗という項は存在するが、そのなかでは南京城内の各地區について從來の總志には見られない「世胄宦族之所都居也」とか「是武弁中涓之所羣萃、太學生徒之所州處也」などという詳細な説明をしている(江南 第五冊 二二葉^a)。

(65) 楊正泰前掲註(14)論文。

(66) 楊正泰前掲註(14)論文。

(67) 内藤湖南前掲註(33)『支那史學史』(二一八頁)。また湖南は「四庫提要」卷七二によつたものと思われるが、『大明一統名勝志』を『大明輿地名勝志』と記している。

曹學佺『蜀中名勝記』三〇卷(萬曆四十六年原刊)についても、劉知漸はその點校本(重慶出版社 一九八四)の前言において、この書は各種の資料を採録した時に、矛盾した箇所にもぶつかつても往々にして考證を加えていないといっている。

しかし、掌故の學とでもいふべきものは存在していた。

『大明一統名勝志』河南通敘

我國家南北直隸、各有京畿道矣。今十三道御史、以掌河南道爲首、一應考核事宜、及內計察典、皆其職掌。而外官之入賀應朝、及聽選預考察者、又以浙江爲首。此不無相沿兩宋之遺意、而所當釐正者云。

(68) 秋山前掲註(33)論文。

(69) 『日知錄』卷一九 文須有益於天下。

(70) 井上進「方志の位置」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下 汲古書院 一九九〇)は、明末には近現代史への關心、經世の觀點から方志を利用するものが現われたといひ復社の人士や顧炎武を例に擧げる。

(71) 初めから各州縣毎に沿革や里數、驛・巡司、吏治の評語、城周、山川に関する記載を順序だてて並べようとしているようにみえる『肇域志』の方が、『天下郡國利病書』よりも體系化への志向が窺えるようである。それは、引用こそ明記されてはいないが、全體を通貫する伏線として『彙輯輿圖備考全書』のような總志を利用したからではないかと思われる。そして、その明末的な總志から經世致用とは無縁の「詞章之學」的な名勝や風俗・人物の項を敢えて省いた點にこそ、顧炎武の意圖と獨自性が現われているように思われる。

一九九一年度の東洋史研究會大會の席上で、顧炎武は獨自の蘇州府志を編纂しようとしていたのではないか、という指摘を森正夫氏からいただいた。森氏が「顧炎武の官田論における土地所有思想とその背景」(名古屋大學文學部研究論集 史學三四 一九八八)で指摘された『天下郡國利病書』の蘇州府に關係する部分は他の部分に比して整っており、疆域・城・形勢・巡司・驛・山水・郊聚などから成っているが、この構成が從來の地方志と異なるものとなっているのは、顧炎武が總志に基づいて編纂を始めたからと思われる。これらの構成には『大明一統志』のような總志の構成と共通するところ

ろがあり、また『肇域志』の内容と共通する點もある。『肇域志』の各府縣の建置沿革を記す部分には、『天下郡國利病書』にみえる疆域・城・形勢・巡司・驛・山水・郊聚に相當する記載があり、さらに蘇州府關係の記事を収める『肇域志』の江南第八冊の内容を示すと、蘇州府水利、鎮市、城門、敵樓、橋梁、營衛、崇禎三年本衛襲職官員姓名、賦稅、風俗、古蹟、祠廟、冢墓、金石、雜事となっている。即ち、顧炎武はまず總志をもとにして郷里の蘇州府から着手したことが、森氏の指摘された『天下郡國利病書』に残った痕跡からも窺えるように思われる。

(72) 當時の方志が如何に人物・名宦の記載と不可分の關係にあったかに關しては、井上前註(70)論文參照。

(73) 明末の經世史學を論じたものとしては、吳縉華「明清二代における史學の變遷」(『東方學』六四 一九八二)を參照。吳縉華は、當世の務を追求して書かれたものとして『彙輯輿圖備考全書』や『大明一統名勝志』等を例に擧げている。

(74) 本稿では充分に論じることのできなかった『彙輯輿圖備考全書』に到るまでの明代後期の地理書の系譜については別に論じたい。

附記

本稿は、一九九一年度科學研究費補助金(獎勵研究(特別研究員)題目「明末清初期の社會變動の山地開發に對する影響」)による研究成果の一部である。

THE BACKGROUND TO THE COMPILATION
OF *ZHAOYUZH* 肇域志
—One Aspect of the Late Ming Statecraft Studies—

OHSAWA Akihiro

Zhaoyuzhi by Gu Yanwu 顧炎武, is a general geographical work, characteristic of the late Ming period. Although commonly regarded as a by-product of *Tianxiajunglelibingshu* 天下郡國利病書, it was indeed compiled independently.

In contrast to statements found in literary geographical encyclopedic works such as *DaMingyitongzhi* 大明一統志, we can find statements relating to practical statecraft in some works from the late Ming period. *Zhaoyuzhi* includes statements from the late Ming period works that emerged as a result of the criticism against the *DaMingyitongzhi*. Investigating the information in *Zhaoyuzhi* regarding comments on the local administrations and the number of administrative units in each county, it can be said that Gu Yanwu used material included in *Huiji-yutubeikaoquanshu* 彙輯輿圖備考全書, which was published in the Chongzhen 崇禎 reign. Yet a whole series of practical works, which extended to the end of Ming dynasty, formed the background to the compilation of *Zhaoyuzhi*. Gu Yanwu excluded the references to well-known places and persons to which literary geographical encyclopedic works at that time still paid attention. He pursued historical accuracy based on the use of historical records, and gave consideration to the contemporary problems of each region. *Zhaoyuzhi* embodies this new approach, and surpasses any other work of the Ming period in respect of its positivism.